

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から44年6月まで  
② 昭和56年7月から57年3月まで

申立期間①については、私の父親が国民年金保険料を納付してくれた。  
また、申立期間②については、当時結婚しており、夫婦そろって国民年金保険料を納付していた。

両申立期間について、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、9か月と比較的短期間であるとともに、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間②の前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、申立期間②に係る保険料の納付を妨げるような事情も見当たらない。

また、申立期間②の国民年金保険料を共に納付していたとする申立人の夫については、オンライン記録等において、申立期間②の保険料は申立人同様に未納と記録されているが、申立人が所持するA市区町村発行の領収証において、申立人の夫が、申立期間②のうちの昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、申立期間①に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間①に係る保険料納付等を行ったとする申立人の父親は既に死亡していることから、当時の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間①後の昭和45年4月に払い出されたものと推認され、この時点において、申立期間①の国

国民年金保険料を過年度納付等により納付することは可能であったものの、申立人は、「過去の未納保険料について、遡って納付した記憶は無い。」と供述するなど、申立期間①に係る保険料を納付したことをうかがわせる具体的供述等は得られず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も確認できない。

さらに、申立人及び申立人の父親が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島国民年金 事案642

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から47年3月まで  
② 昭和56年7月から57年3月まで

申立期間①及び②について、夫婦そろって国民年金保険料を納付していた。

両申立期間について、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、9か月と比較的短期間であるとともに、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間②の前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、申立期間②に係る保険料の納付を妨げるような事情も見当たらない。

また、申立人の妻が所持するA市区町村発行の領収証において、申立人が、申立期間②のうちの昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

2 一方、申立期間①について、申立人の妻は、「夫婦そろって国民年金保険料を納付していた。」と供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年8月以降に払い出されたものと推認され、当時、申立期間①は国民年金未加入期間として取り扱われていたことが推認される上、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、前述の昭和47年8月時点において、申立期間①のうち、昭和45年2月から同年6月までの国民年金保険料は時効により納付することは

できず、同年7月以降の保険料について過年度納付等により納付することは可能であったものの、申立人の妻は、「過去の未納保険料について、遡って納付した記憶は無い。」と供述するなど、申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる具体的供述等は得られない。

さらに、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島国民年金 事案643

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月の国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月

私は、勤務していた職場を昭和54年3月末に退職したので、同年4月中にA市区町村役場で国民年金への加入手続を行うとともに、同年4月及び5月の2か月分の国民年金保険料を納付した。

その後、昭和54年5月から次の職場に就職し厚生年金保険に加入することとなったので、同年5月分の国民年金保険料の払戻し通知が届いたが、そのまま放置していたので払戻しを受けられなかったという記憶がある。

申立期間の国民年金保険料を間違いなく納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間は未加入期間として取り扱われていることが確認できるとともに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も確認できないことなど、申立期間に係る国民年金被保険者資格取得手続等が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「昭和54年3月末をもってB事業所を退職し、同年4月中にA市区町村役場において、申立期間を含む2か月分の保険料を納付し、その後、C事業所に勤務し始めて間もない頃、保険料の払戻し（還付）の通知が届いた。払戻し通知が届いたのは、その一回のみである。」と供述しているところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、一旦納付された昭和46年11月の国民年金保険料が還付されていることが確認できるものの、ほかに申立人が主張する時期に還付等が行われたことをうかがわせる記録等は確認できず、申立人の主張を裏付ける事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案644

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月から10年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月から10年8月まで

私は、10代後半から病気がちで、給与のほとんどを医療費に充てていたため、健康保険や年金はとても大事なものだと思っていた。国民年金保険料については、よく督促状が届いたが、できる限り納付してきた。申立期間についても、保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A市区町村が保管する国民年金資格関係届書によると、申立期間を含む平成4年3月19日から12年9月30日までの期間に係る資格取得及び資格喪失の届出が同年10月3日に行われたことが確認できる上、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できないことから、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われていたものと考えられる。

また、前述の届出の時点においては、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、前述の国民年金資格関係届書には「過年度保険料、要交付、10年9月から11年4月まで、1か月毎8枚、FAX済10/18」との記述が確認でき、A市区町村から社会保険事務所（当時）に過年度納付書の作成依頼が行われたことがうかがえる上、オンライン記録において、申立人は平成10年9月の保険料を12年10月24日に納付していることが確認できるなど、一連の記録に不自然さは見られない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判



断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から平成3年1月までの期間及び同年3月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年6月から平成3年1月まで  
② 平成3年3月から同年12月まで

申立期間当時、私と両親の国民年金保険料を合わせて、母親が地区の集金人に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市区町村が管理する国民年金資格得喪履歴画面の記録などから判断すると、平成4年4月にA市区町村において払い出されたものと推認でき、当該時点において、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間当時、私と両親の国民年金保険料を合わせて、母親が集金人に納付していた。」と申立てしているが、オンライン記録によると、i) 申立人の母親の国民年金加入記録は無く、申立人の父親についても、申立人の国民年金被保険者資格取得日（昭和62年6月26日）より前に、同資格を喪失しており、申立期間において、両親ともに国民年金の被保険者ではなかったことが確認できること、ii) 申立期間のうち、平成3年6月から同年12月までの国民年金保険料については、時効完成後に納付されたとして、6年6月8日に還付の決議（発生年月日は平成6年2月28日）がなされていることが確認できることから、申立内容に不自然さが見られる。

さらに、申立人の国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は故人であることから、当時の状況は

不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から48年5月1日まで

私は、A事業所B施設に昭和47年5月1日に採用され50年3月31日までC業務員として勤務した。2年11か月の間、継続して勤務したにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時の写真を所持しており、勤務していたことは確かであるので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する当時の写真及び申立人が記憶する上司等の供述から判断すると、申立人が、申立期間当時、A事業所B施設で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所D課に照会したところ、当時のC業務員等職員に係る賃金台帳、人事記録等の資料は保管されておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は得られない。

また、オンライン記録及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人同様、昭和48年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している35人のうち、21人から供述が得られたが、21人全員が申立人と同じA事業所のC業務員として勤務していた旨回答しているところ、このうちの10人については、「採用後、しばらくして厚生年金保険に加入した。」との供述や前述の厚生年金保険被保険者の資格取得日以前から勤務していたことをうかがわせる供述をしている上、当該同僚の一人は、「私は、昭和46年7月から49年3月までの期間において、A事業所のC業務員として勤務したが、厚生年金保険は採用後しばらくして加入し

た。厚生年金保険に加入していない期間については、給与から保険料は控除されていなかった。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、全てのC業務員について、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和47年4月1日から、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した48年5月1日までの被保険者記録に、申立人の氏名等は確認できず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、雇用保険の被保険者資格の取得日と一致している上、保険料の控除に係る具体的な供述が得られた前述の同僚についても、申立事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得日と雇用保険の被保険者資格の取得日が一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案668

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月21日から45年5月28日まで  
厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和42年8月21日から45年5月28日までの期間の計33月について、同年7月14日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があったが、私は支給申請も受給もしていないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年7月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、オンライン記録において申立人の健康保険番号の前後で管理されている被保険者記録を確認したところ、脱退手当金の受給記録が確認できた二人についても資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できるとともに、当該同僚は、「退職の際に、会社から、年金はそのままにしておいてもよいし脱退して一時金でもらうこともできると言われたので、会社に手続をお願いしたように思う。」、「脱退手当金については、経理担当者が説明してくれた。説明の後、そのままにしておくか一時金でもらうかのいずれにするか希望を聞かれた。」と供述している上、申立期間当時のA事業所経理課長は、「当時、どういう手順で請求手続を行ったかについては不明ではあるが、女性職員が退職する際、脱退手当金の説明を行っていた。」と供述していることなどから、事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案669

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月8日から37年3月22日まで  
厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和31年6月8日から37年3月22日までの期間の計69月について、同年7月23日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があったが、私は支給申請も受領もしていないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年7月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の前後で管理されている被保険者67人（男性を除く。）について記録を確認したところ、全ての者が脱退手当金の受給資格を有しており、うち63人に脱退手当金の支給記録が確認でき、50人に対して資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同一の資格喪失日の者の支給決定日が同日となっているなど、事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。